

福岡県暴力団排除条例の概要

1 制定理由

暴力団が県民等に多大な脅威を与えている本県の状況に鑑み、県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与するため、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、県民及び県民等の役割を明らかにするとともに、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、本県からの暴力団の排除を推進する必要がある。

2 主な内容

① 総則

- 県による暴追センター等と連携した総合的な施策の推進
- 県民等による県の施策への協力、暴力団の排除に資する情報の県への提供等

② 暴力団の排除に関する基本的施策等

- 公共工事等県の事務及び事業からの暴力団の排除
- 県警による暴力団から危害を加えられるおそれのある者に対する保護の実施
- 暴力団の排除に資する民事訴訟に対する訴訟費用の貸付け等の援助
- 県による県民等に対する支援、広報・啓発、市町村への協力

③ 青少年の健全な育成を図るための措置

- 学校等周辺区域における暴力団事務所の新規開設の禁止 **罰則**
- 中学、高校等における生徒を暴力団に加入させないための教育等の推進

④ 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

- 暴力団の威力を利用する目的や利用したことに関して行われる暴力団員等に対する利益の供与の禁止 **罰則(自首減免あり)**
- 暴力団の活動又は運営に協力する目的での暴力団員等に対する相当の対償のない利益の供与の禁止 **勧告(従わない場合は公表)**
- 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになることを知っての暴力団員等に対する利益の供与の禁止
- 暴力団員等に対する不当に優先的な取扱いの禁止
- 暴力団の威力を利用することの禁止
- 取引が暴力団の活動を助長するなどの疑いがある場合における相手方の確認

⑤ 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等 **罰則** **勧告(従わない場合は公表)**

⑥ 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

- 不動産所有者等による契約の相手方に対する不動産利用目的の確認
- 暴力団事務所に使用されることを知っての不動産取引やその代理等の禁止 **勧告(従わない場合は公表)**
- 暴力団事務所に利用された場合における無催告契約解除条項の不動産契約への導入

⑦ 義務違反者に対する措置 ~ 公安委員会による調査、勧告及び事実の公表

⑧ 罰則 ~ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(④の罰則は自首減免規定を設置)

3 施行期日 平成22年4月1日